

対馬市移住・定住支援補助金

しま暮らし支援補助金

【対象者】市外に5年以上居住し、市内へ移住した方で引き続き市内へ住み続ける意思のある方

引越経費支援

【対象経費】市外からの荷物の運搬にかかる経費
【補助率及び補助額】補助対象経費の3分の2以内 上限20万円

住宅借上初期費用支援

【対象経費】民間賃貸物件を借りる際の初期費用
【補助率及び補助額】補助対象経費の一部 上限5万円

住宅家賃支援

【対象経費】民間賃貸物件を借りる際の家賃
【補助額】家賃月額 \times 2分の1 上限3万円 \times 3月分

子育て世帯移住支援

【対象経費】中学生以下の子どもを扶養している世帯
【補助額】扶養している子ども一人あたり2万円

ふるさと就職奨励補助金

【対象者】次の要件を全て満たす方
学校等を卒業して2年以内の方
島内企業に就職後1年以上経過し、引き続き市内へ住み続ける意思のある方
申請日時点で30歳未満の方

【補助金額】10万円

結婚移住奨励補助金

【対象者】次の要件を全て満たす方
夫婦または夫婦のいずれかが市外から移住された方
婚姻届が受理された日から前後1年以内に市内に移住し、引き続き市内へ住み続ける意思のある方

【補助金額】一組あたり5万円

奨学金返還支援補助金

【対象経費】高校・大学等における奨学金の返還額
【補助額】奨学金返還額(年度) 年間上限24万円 5年間まで補助

この補助金は全て、公務員世帯の方、事業所間転勤の方、市税等の滞納がある方は交付対象外となります。ただし、公務員世帯の方でも「ふるさと就職奨励補助金」・「奨学金返還支援補助金」につきましては、対象者が公務員でなければ、対象となります。また、それぞれ交付の条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

地域づくり課内「しまぐらし応援室」 0920-53-6111 iju@city-tushima.jp

『移住・定住支援補助金』必要書類リスト

※申請時には、必ずお持ちください。

【ふるさと就職奨励補助金】

- 学校等を卒業または退学したことを証明する書類
- 就労証明書（様式第2号）または、就労報告書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）

【結婚移住奨励補助金】

- 戸籍謄本
- 前住所地における市税の滞納がない旨の証明書 ※2
- 誓約書（様式第4号）
- 戸籍の附票抄本

【しま暮らし支援補助金：引越経費支援】

- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の戸籍の附票 ※1
- 前住所地における市税の滞納がない旨の証明書 ※2
- 引越費用が確認できる書類
- 誓約書（様式第4号）

【しま暮らし支援補助金：住宅借上げ初期費用支援】

- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の戸籍の附票 ※1
- 前住所地における市税の滞納がない旨の証明書 ※2
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 初期費用の支払いが確認できる書類
- 誓約書（様式第4号）

【しま暮らし支援補助金：住宅家賃支援】

- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の戸籍の附票 ※1
- 前住所地における市税の滞納がない旨の証明書 ※2
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 家賃の支払いが確認できる書類
- 誓約書（様式第4号）

【しま暮らし支援補助金：子育て世帯移住支援】

- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の戸籍の附票 ※1
- 前住所地における市税の滞納がない旨の証明書 ※2
- 扶養の事実が確認できる書類
- 誓約書（様式第4号）

【奨学金返還支援補助金】

- 学校等を卒業したことを証明する書類（初回のみ）
- 就労証明書（様式第2号）または、就労報告書（様式第3号）
- 奨学金貸与及び返還の内容が確認できる書類（初回のみ）
- 奨学金返還額が確認できる書類
- 本市または前住所地における市税の滞納がない旨の証明書
- 誓約書（様式第4号）（初回のみ）

※1 本籍地にて取得。戸籍謄本ではないので要注意。申請時には1部で多項目対応

※2 対馬市に移住する前の住所地にて取得。申請時には1部で多項目対応

【全ての補助金】
□受取口座通帳の写し

【ご注意ください】

公務員世帯の方、および事業所間異動により移住された方は、この補助金の対象ではありません。

また、前住所地にて市税等を滞納されている方には補助金を支出できません。